

徳島県新型コロナウイルスワクチン接種調整会議設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルスワクチン接種事業を進めるにあたり、市町村間の調整が必要となる場合など、都道府県の助言及び調整が必要となった際に、徳島県が、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」に基づき、広域調整を行うため、「徳島県新型コロナウイルスワクチン接種調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

(議事等)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について検討・調整等を行う。
(1) ワクチン接種の体制確保に関する対応策についての協議・調整
(2) 市町村間の調整が必要となる課題に対する広域調整
(3) ワクチン接種の実施率など、進捗状況の共有
(4) その他ワクチン接種体制の整備や推進に係る事項

(構成員)

第3条 調整会議は、以下の団体等の構成員より組織する。
(1) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議委員
(2) 徳島県医師会
(3) 徳島県歯科医師会
(4) 徳島県薬剤師会
(5) 徳島県看護協会
(6) 徳島県医薬品卸業協会
(7) 医療機関
(8) 徳島県国民健康保険団体連合会
(9) 市町村
(10) 保健所長会
(11) 県
(12) その他、適当と認める者

(会長)

第4条 調整会議に会長1名を置く。
2 会長は、調整会議において構成員の互選により定める。
3 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
4 調整会議は、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(任期)

第5条 任期は令和4年3月31日までとする。ただし、翌4月1日以降も継続が必要と判断される場合は、別途協議する。

(事務局)

第6条 事務局は、保健福祉部健康づくり課感染症・疾病対策室に置く。

附則 この要綱は令和3年1月25日から施行する。